公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５４７号
札幌市中央区北７条西26丁目３番１号　医療法人社団正心会岡本病院、住民票上の住所札幌市東区北43条東４丁目１番１号　ＨＫ43ハイム201号
債務者　小杉　　章
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３１７号
札幌市東区北22条東15丁目２番２―303号
債務者　伊藤裕佳里
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４４８号
札幌市東区北42条東17丁目４番８―204号　高田あゆみ方、住民票上の住所札幌市西区西町南21丁目４番15―203号
債務者　坪西　智紀
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４５５号
札幌市南区藤野２条６丁目８番34号
債務者　澤藤　詔之
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４７７号
札幌市東区北19条東４丁目１番１―201号
債務者　佐野　将史
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５６７号
札幌市豊平区福住３条７丁目18番３号　コーポ鈴木２号
債務者　渡辺　　直
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５７４号
札幌市南区南沢３条１丁目８番12号
債務者　本間　正子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６０３号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目１番15―103号
債務者　堤　　麻美
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６４３号
札幌市東区東雁来７条１丁目４番15号　パークサイドいがらし202号
債務者　浅井　和美（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６９３号
札幌市厚別区大谷地東５丁目７番10号　医療法人重仁会大谷地病院
債務者　小林　和恵
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３４号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕4403番地５　グリーンヴィレッジ高橋Ｃ101号室
債務者　髙田　秀男
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３５号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕4403番地５　グリーンヴィレッジ高橋Ｃ101号室
債務者　関口　登子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４２号
群馬県渋川市北牧1037番地
債務者　髙木　久雄
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６０号
群馬県佐波郡玉村町大字福島1272番地　タムラハイツＢ棟201号
債務者　関根　浩二
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６３号
群馬県伊勢崎市境中島404番地１　今井ハイツ１
債務者　若岡　修次
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６８号
群馬県高崎市八幡町876番地10
債務者　渡部　英樹
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　前橋地方裁判所高崎支部